

令和4年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、実施する事業の公共性及び社会的責任に鑑み、機構に対する社会的信頼の維持・向上を図るため、令和4年度においては、第4期中期計画等を踏まえつつコンプライアンスの推進を図ることとし、以下の取り組みを行うこととする。

1. コンプライアンス推進体制に基づく着実な取組

奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業及び、その他これらに附帯する業務について、社会的信頼の維持及び業務の公平性の確保に資するため、コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づきコンプライアンスの一層の推進を図る。

また、各部等において、コンプライアンス管理者は、職員が法令等を遵守するよう監督するとともに、管理者及び管理補助者が中心となり、具体的業務の実施にあたり、コンプライアンス推進の観点から、遵守すべき法令等に対する職員の理解促進に努める。

2. コンプライアンス研修の充実

(1) コンプライアンス職員研修の実施

第4期中期目標期間（令和元年度～5年度）におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施するとともに、各部署における研修を含め感染対策にも配慮しつつ効率的で効果的な研修運営に心がける。

(2) 新入職員に対するコンプライアンス研修の実施

新入職員（非常勤職員を含む。）に対して、コンプライアンスの重要性を理解させるため、令和4年度も採用時に研修を実施する。

(3) 支部でのコンプライアンス研修の実施

法的処理等の返還金回収を業務の中心として実施している支部において、当該業務は、法令の遵守及び徹底した個人情報の管理を必要とするものであることから、支部において法的処理に携わる新入職員（非常勤職員を含む。）を含めた職員に、コンプライアンスに関する一層の理解を促すため、引き続きコンプライアンス研修を実施する。

3. 広報・周知

(1) 職員に対する周知徹底

職員向けのコンプライアンス啓発資料（「コンプライアンスの推進に向けて」）については、適宜内容を見直すとともに、電子掲示板への掲示等を行うことにより、職員への周知徹底を図る。

(2) コンプライアンスに関する取組に係る対外広報

機構のコンプライアンスに関する取組について、ホームページ等を通じて広報を行う。

4. 具体的取組

(1) 業務マニュアルの整備等

各部等における業務マニュアルについては、引き続き整備を進めるとともに、既存業務マニュアルについても随時点検、見直しを行う。

また、コンプライアンス管理者及び管理補助者は、当該業務に携わる職員等に対して、業務マニュアルに規定された内容等の周知と業務マニュアルに従った適切な業務執行を徹底するよう啓発に努める。

なお、奨学金関係部門の業務マニュアル改正については、マニュアル検証等委員会を開催し、改正内容、改正理由等について了解を得るなど適切に行う。

更に、マニュアル改正後は、職員研修等を実施し、改正趣旨を十分に周知する。

(2) 内部監査の実施

業務運営の実情を調査し、効果的・効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することにより、効果的な内部統制システムの充実を促進する。

(3) 服務規律の確保と人権侵害の防止等

役職員倫理規程や職員就業規則等に基づき、役職員の服務規律の確保を図る。

また、労働施策総合推進法の趣旨を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止に関する規程等に基づき、引き続き人権侵害の防止及び排除等に注力するとともに、改正公益通報者保護法が令和4年度に施行されることに伴う措置をとり、職員等に対する公益通報制度、苦情相談員制度の周知と苦情相談員に対する研修の充実を図る。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、新たに役職員になった者に対し研修を行い、役職員に対し必要な啓発を実施する。

(4) 個人情報保護の徹底

個人情報の保護に関する研修等を引き続き実施する。具体的には、新職員等採用時の研修や全役職員を対象とした研修及び管理者を対象とした研修に加え、近年の漏えい事案の発生状況を踏まえた実務担当者研修を実施し、事業内容に応じて引き続き個人情報保護に係る意識の向上を図る。

全役職員を対象とした研修の実施に当たっては、研修の理解度を自己点検する確認テストの受講を義務付けるとともに、個人情報を取扱う委託業者に対して研修テキストを提供し受講を促すことにより、個人情報保護に関する理解の定着及び個人情報漏えい等事案の再発防止の強化を図る。

研修計画の策定に当たっては、機構の内外で生じた事故事案等を踏まえ、より実践的な内容とするとともに、改正個人情報保護法が令和4年度に施行されることから、独立行政法人に係る変更部分を中心に改正法の理解を深めるものとする。

また、個人情報を取扱う場面に応じて内容を体系的に整理して策定した「個人情報保護8の原則」について、内容を見直すとともに、上記研修等において引き続き徹底を図

る。なお、各部署における研修などに資するよう、研修コンテンツの共有も引き続き実施する。

(5) 情報セキュリティポリシーの周知徹底

情報セキュリティポリシーの周知徹底を図るため、研修を引き続き実施する。

また、情報セキュリティポリシー自己点検を実施し、実践の状況を役割期待に応じ職員一人ひとりに確認させることで、情報セキュリティ対策に関する意識の向上を図る。

(6) 入札・契約の適正化

令和3年度の「調達等合理化計画」の評価結果についてホームページで公表するとともに、その評価結果を踏まえて令和4年度の「調達等合理化計画」を策定し、ホームページで公表する。同計画の達成に向け、引き続き競争性・透明性の高い調達に努める。

(7) 各部等における法令遵守に係る研修実施

各部等において、業務に関わりがある法令等の遵守に係る教育体制強化のため、関係法令等の確認及びその関係法令等を簡単に解説した手引書の作成・更新を行う。

また、個人番号制度に係る事務の適切な取扱を含め、採用・異動により新たに配置された職員（非常勤職員・派遣職員を含む。）等への研修を漏れなく実施する。